



# 山形県公報

平成16年6月15日(火)  
第1550号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                                        |  |
|--------------------------------------------------------|--|
| 山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... (健康福祉企画課) ...767 |  |
| 土地改良事業施行の適当の決定..... (最上総合支庁農村計画課) ... 同                |  |
| 県営土地改良事業計画の変更..... ( 同 ) ...768                        |  |
| 県証紙売りさばき人の変更..... (出納局) ... 同                          |  |

### 人事委員会関係

#### 規 則

|                                                                  |  |
|------------------------------------------------------------------|--|
| 山形県人事委員会規則14 - 4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則..... 同 |  |
|------------------------------------------------------------------|--|

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第673号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年6月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「年0.4パーセント」を「年0.425パーセント」に、「年0.8パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成16年5月19日から適用する。
- 平成16年5月19日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第674号

最上町から土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年6月4日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し(月楯地区)
- 縦覧に供する場所

最上町役場

3 縦覧に供する期間

平成16年6月16日から同年7月14日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異義がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営蔵岡地区土地改良（経営体育成基盤整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月15日

山形県知事 高橋和雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良（蔵岡地区経営体育成基盤整備）事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

戸沢村役場

3 縦覧に供する期間

平成16年6月16日から同年7月14日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異義がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第676号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第14条第1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

平成16年6月15日

山形県知事 高橋和雄

| 売りさばき人 |                             |      |                             | 売りさばき所の所在地              | 承認年月日      |
|--------|-----------------------------|------|-----------------------------|-------------------------|------------|
| 変更前    |                             | 変更後  |                             |                         |            |
| 氏名     | 住所                          | 氏名   | 住所                          |                         |            |
| 水戸久三郎  | 東田川郡余目町<br>大字余目字沢田<br>161番地 | 水戸忠一 | 東田川郡余目町<br>大字余目字沢田<br>161番地 | 東田川郡余目町大字<br>余目字沢田161番地 | 平成16. 6. 8 |

人事委員会関係

規則

山形県人事委員会規則14 - 4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月15日

山形県人事委員会

委員長 古澤茂堂

別表第1山形市市長部局の項中「行政管理課に」を「職員課に」に、「経営改革係長」を「経営改革係長、行政

改革係長」に、  
「生活情報センター  
所長」  
を

|          |    |              |
|----------|----|--------------|
| 生活情報センター | 所長 | に改め、同表山形市教育委 |
| 山形テルサ    | 館長 |              |

員会事務局の項中「庶務係長（管理課に置くものに限る。）」を「職員係長」に改め、同表山形市教育委員会事務局公民館の項中「南沼原公民館」を「南沼原公民館、南山形公民館」に改め、同表鶴岡市市長部局の項中「人事係長」を「人事主査」に改め、同表鶴岡市市長部局市立荘内病院の項中「課長、新病院準備室長」を「参事、課長、栄養科長」に改め、「医療調整主幹」を削り、同表酒田市市長部局松林荘の項中「荘長」を「荘長、主幹」に改め、同表新庄市市長部局の項中「行政改革主査、財政主査」を「行政改革推進室長、財政運営室長、職員主査」に改め、同表上市市市長部局の項中

|       |    |   |
|-------|----|---|
| 福祉事務所 | 所長 | を |
| 競馬事務所 | 所長 |   |

|       |    |              |
|-------|----|--------------|
| 福祉事務所 | 所長 | に改め、同表村山市市長部 |
|-------|----|--------------|

局の項中「総務課」を「総務政策課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するもの」に改め、同表金山町の

|    |      |            |   |
|----|------|------------|---|
| 項中 | 町長部局 | 課長         | を |
|    | 病院   | 院長、副院長、事務長 |   |

|      |            |              |
|------|------------|--------------|
| 町長部局 | 課長         | に改め、同表真室川町町長 |
| 病院   | 院長、副院長、事務長 |              |
| 出納室  | 室長         |              |

部局病院の項中「看護長」を「看護師長」に改め、同表小国町町長部局の項中

|    |                 |   |
|----|-----------------|---|
| 病院 | 院長、副院長、事務長、看護部長 | を |
|----|-----------------|---|

|          |                 |              |
|----------|-----------------|--------------|
| 病院       | 院長、副院長、事務長、看護部長 | に改め、同表平田町の項中 |
| 介護老人保健施設 | 事務長             |              |

|          |        |   |
|----------|--------|---|
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長 | を |
| 農業委員会事務局 | 事務局長   |   |

|          |        |       |
|----------|--------|-------|
| 収入役室     | 室長     | に改める。 |
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長 |       |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤        | 正         |
|------------|------------|-----|------|----------|-----------|
| 平成15. 6. 6 | 第1446号     | 758 | 下から2 | 関する      | 冠する       |
| 同          | 同          | 同   | 下から1 | 人事研修係長に、 | 人事研修係長」に、 |